

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定 例
平成 18 年 7 月 18 日

主 要 目 次

災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	—
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定	—
産業廃棄物処理施設変更許可申請書の提出及び縦覧	—
障害者就業・生活支援センターの事務所所在地の変更	—
漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意の認定	—
平成十四年千葉県告示第七百九十四号の一部を改正する告示	—
患畜の発生	—
水道局告示	—
水道料金の収納事務の委託	—
公 告	—
県営土地改良事業の工事の完了(二件)	三

告 示

千葉県告示第六百八十三号
 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。
 平成十八年七月十八日

法人の名称	日本瓦斯株式会社
所在地	東京都中央区八丁堀三丁目五番二号

千葉県告示第六百八十四号
 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百二号)第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。
 平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

法人の名称	日本瓦斯株式会社
所在地	東京都中央区八丁堀三丁目五番二号

千葉県告示第六百八十五号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。その申請書及び関係書類は、千葉県環境生活部産業廃棄物課並びに市原市環境部環境対策課及び市原市市民生活部五井支所において縦覧に供する。
 平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

- 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
丸善石油化学株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目二五番一〇号 代表取締役 野中 洋一
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
市原市五井南海岸三番地
- 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の焼却施設
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃アルカリ
- 申請年月日
平成十七年十二月二十八日

千葉県告示第六百八十六号
 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十五条において準用する同法第二十七条第三項の規定により、同法第三十三条の指定を受けた者の障害者就業生活支援センターの事務所所在地の変更について次のとおり届出があった。
 平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

名 称	住 所	名 称	事 務 所 の 所 在 地		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 実のりの会	八千代市小池 四一二番地三	障害者就業・生活支援センター ビック・ハイ	流山市 野々下二丁目六五	柏市柏一丁目一番 一一号	平成十八年 五月一日

千葉県告示第六百八十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、平成十八年七月十八日から発生する。

平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

区域 長生漁業協同組合、白里漁業協同組合及び九十九里町漁業協同組合の地区
漁業の区分 一般まき網漁業

千葉県告示第六百八十八号

平成十四年千葉県告示第七百九十四号（漁業災害補償法に基づく第二号漁業に係る区域及び漁業の区分の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

第二号漁業の表海匝加入区の項中漁業の区分の欄を次のように改める。

旭地区の一般まき網漁業
野栄地区の一般まき網漁業
十トン未満の漁船を使用する一般底びき網漁業
主として船びき網によってしらうおをとることを目的とする小型合併漁業
飯岡地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業
旭市中谷里地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業
旭市足川地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業
旭市八地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業
野栄地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業

千葉県告示第六百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネ病	患畜	牛	一	富津市宝竜寺	平成十八年七月三日

水道局告示

千葉県水道局告示第六号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、千葉県水道局の業務に係る水道料金の収納事務を次のとおり委託した。

平成十八年七月十八日

千葉県水道局長 金親 信一

名称	所在地	委託期間
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
株式会社ローソン	大阪府吹田市豊津町九番一号	"
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋四丁目二六番一〇号	"
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	"
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	"
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一番地	"
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八番七号	"
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通一七番地	"

公告

県営土地改良事業の工事の完了

茂原市の一部を受益地域とする県営上太田地区土地改良事業(ため池)は、平成十八年三月二十四日をもってその工事を完了した。
平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

県営土地改良事業の工事の完了

長生郡長南町の一部を受益地域とする県営山内地区土地改良事業(農業用排水施設)は、平成十八年三月二十七日をもってその工事を完了した。
平成十八年七月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

購読料 月決め 一部一箇月二、六 円(郵送料を含む。)

本号 一部 一六円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県
〇四三(二三三)二二五二
〇四三(二三三)二六五八